

平成30年5月2日

利用者各位

千葉大学共用機器センター長  
加納 博文

## 機器利用料金の改定について（通知）

皆様には、日頃より共用機器センターの活動にご協力頂き、厚くお礼申し上げます。

さてご存知の通り、当センターでは多数の研究機器を学内外の皆様にご利用頂き、その機器利用料金（分析測定料）収入と学内配分予算等によって機器の維持管理費用を賄っています。

しかし昨今、機器修理費等の高騰や、大学の財政ひっ迫に伴う配分予算の削減により、機器の安定的な維持管理が困難になっています。

そこで誠に勝手ながら、この度、機器利用料金の大幅改定をさせて頂くこととしました。

下記および添付資料に示す通り、機器全般で料金を値上げさせて頂きます。また通常は、新年度（4月1日）からの改定とするところですが、学内手続きの遅れや、機器の移設などの都合により、今回の改定は【6月1日施行】とさせて頂くこととしました。

利用者の皆様には大変ご迷惑、ご不便をおかけしますが、なにとぞご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定の要点（具体的な改定箇所は、別紙の料金改定表をご覧ください）

##### 1) 学内利用について

主要な機器群において、それぞれの運用状況を踏まえて料金を改定しました。また新規に共同利用を開始する機器も追加しました。また課金処理を簡素化するため、一部の機器で料金項目の見直しを行いました。

##### 2) 学外利用について

学外学術利用（大学、公的研究機関等）については、機器の維持管理費用の公平分担という観点から、学内利用料金の**1.5倍程度**とさせて頂きました。

学外一般利用（企業等）については、従来通り学内利用料金の**3～5倍程度**とし、学内利用料金の変更に伴って改定しました。

##### 3) 「ライセンス試験料」および「測定サポート料」について

全機器で共通の「ライセンス試験料」および「測定サポート料」を設けることとしました。ライセンス試験料は利用ライセンス試験に課金され、測定サポート料はライセンス講習や利用支援等での機器管理担当者の立ち会い時に課金されます。

#### 2. 改定料金の適用時期

平成30年6月1日の利用分から適用させて頂きます。ただし年間利用料（年間登録料）については、平成30年4月1日以降の登録分に遡って適用させて頂きます。

#### 3. お問い合わせ先

千葉大学共用機器センター E-mail: cai-network@chiba-u.jp TEL:043-290-3810